

令和 8 年度

委託施設 第 1 号

八戸市公共下水道事業等「水の官民連携」

導入可能性調査業務委託

特 記 仕 様 書

八戸市内

八戸市 都市整備部 下水道事務所 下水道施設課

第 1 章 総 則

第 1 条 適用範囲

本特記仕様書（以下「仕様書」という。）は、八戸市（以下「発注者」という。）が発注する「八戸市公共下水道事業等『水の官民連携』導入可能性調査業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

仕様書に定めのない事項については、青森県土木設計業務等共通仕様書、下水道設計指針及び関係法令等によるものとし、疑義が生じた場合は調査職員と協議するものとする。

第 2 条 業務目的

本業務は、八戸市公共下水道事業、農業集落排水事業及び都市下水道事業を対象として、施設及び事業運営の現状を把握・分析し、課題を整理した上で、「水の官民連携」の導入可能性について調査・検討を行うものである。

また、水の官民連携導入を見据え、適切な事業範囲、事業方式、契約形態、官民リスク分担、導入効果等を整理するとともに、民間事業者の参入意向を把握し、本市に最適な事業スキームを選定することを目的とする。

第 3 条 業務場所

八戸市内

第 4 条 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

第 5 条 対象施設

本業務の対象施設は次のとおりとする。

(1) 公共下水道

(1)-1 対象面積：4,973ha（現有処理面積）

東部処理区：3,602ha

馬淵川処理区：1,371ha

(1)-2 対象施設

東部終末処理場 水処理方式：標準活性汚泥法

汚泥処理方式：濃縮－消化－脱水

現有処理能力：45,100m³/日

ポンプ場 11 箇所（雨水：6 箇所、汚水：5 箇所）

管路 約 821km（汚水）、約 57km（合流）、約 98km（雨水）

マンホールポンプ： 70 箇所

(2) 農業集落排水施設

一日市地区農業集落排水処理施設 処理方式：回分式活性汚泥法

処理水量：647m³/日

豊崎地区農業集落排水処理施設 処理方式：回分式活性汚泥法

処理水量：630m³/日

市野沢地区農業集落排水処理施設 処理方式：回分式活性汚泥法

処理水量：825m³/日

島守地区農業集落排水処理施設 処理方式：回分式活性汚泥法

処理水量：726m³/日

管路：約 62km

マンホールポンプ： 82 箇所

(3) 都市下水路

管路約 11km

なお、対象施設の詳細は発注者貸与資料によるものとする。

第 6 条 関係法令等

受注者は業務実施に当たり、次に掲げる関係法令、基準等を遵守するものとする。

下水道法

地方自治法

地方公営企業法

水循環基本法

公共工事品質確保促進法

個人情報保護法

国土交通省「水の官民連携ガイドライン」

国土交通省「下水道ストックマネジメント実施に関するガイドライン」

日本下水道協会各種指針

その他関係法令・基準

第 7 条 貸与資料

発注者は、業務遂行に必要な資料を貸与する。

受注者は貸与資料を適切に管理し、業務完了後は速やかに返却しなければならない。

第 8 条 管理技術者

管理技術者は、入札参加者と直接的雇用関係にある者かつ、技術士（総合技術監理部門（下水道）または上下水道部門（下水道））の資格を有し、下水道又は上下水道事業において「水の官民連携（ウォーターPPP）」の導入可能性調査業務に元請で従事し完了した実績を有しているものとする。管理技術者は、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。

第 9 条 照査技術者

受注者は、本業務成果の品質確保を図るため、管理技術者とは別に照査技術者を配置するものとする。照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）かつ上下水道部門（下水道））の資格を有し、下水道又は上下水道事業において「水の官民連携（ウォーターPPP）」の導入可能性調査業務に元請で従事し完了した実績を有しているものとする。照査技術者は、業務の全般に渡り技術的照査を行わなければならない。

第 10 条 打合せ協議

打合せ協議は、次の 5 回を基本とする。

着手時、中間（3 回）、成果品納入時

必要に応じて追加協議を行うものとし、その費用は契約金額に含むものとする。

第 11 条 秘密保持

受注者は、本業務で知り得た情報を第三者へ漏らしてはならない。

第 12 条 成果品の帰属

本業務により作成した成果品の著作権及び所有権は、発注者に帰属するものとする。

第 13 条 疑義

仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、調査職員と協議の上、決定するものとする。

第 2 章 業 務 内 容

第 14 条 業務内容

本業務は、次の各号に掲げる事項について実施するものとする。

1. 資料の収集・整理
2. 現状把握・課題整理
3. 官民連携導入基本方針の検討
4. 参入意向調査支援
5. 事業スキーム及び調達方法の検討
6. 法的制約及び官民リスク分担の検討
7. 導入効果の検証
8. モニタリング体制の検討
9. 報告書の作成
10. 照査

第 15 条 資料の収集・整理

受注者は、業務遂行に必要な資料を収集・整理し、分析に必要な基礎資料を作成するものとする。

対象資料は次のとおりとする。

流域別下水道整備総合計画

下水道全体計画

下水道事業計画

ストックマネジメント計画

総合地震対策計画

耐水化計画

下水道経営戦略

施設再構築計画

その他調査職員が必要と認める資料

また、維持管理及び建設改良に関する過去 3 年以上の実績について整理するものとする。

第 16 条 現状把握・課題整理

受注者は、収集した資料及び関係者ヒアリングを基に、次の事項について整理するものとする。

1. 各種計画との整合

2. 施設管理状況
3. 維持管理体制
4. 業務執行体制
5. 財政状況
6. 技術継承
7. 人員配置
8. 将来の課題は体系的に整理し、水の官民連携導入時の影響について分析するものとする。

第 17 条 関係者ヒアリング

受注者は、発注者が指定する担当部署へのヒアリングを実施する。
必要に応じ、維持管理受託事業者その他関係者へのヒアリングを行うものとする。
ヒアリング結果は議事録として整理し、課題分析に反映すること。

第 18 条 官民連携基本方針の検討

受注者は、国内自治体における官民連携事例を調査し、本市への適用性を整理する。また、水の官民連携導入に向けた基本方針を取りまとめるものとする。

第 19 条 事業範囲の検討

受注者は、本市に適した事業範囲を検討する。対象業務には、必要に応じて次の内容を含めるものとする。

処理場運転管理

ポンプ場管理

管路維持管理

管路点検調査

清掃

修繕

改築更新

災害対応

農業集落排水施設

都市下水路

複数案を設定し、それぞれの特徴及び課題を整理するものとする。

第 20 条 参入意向調査支援

受注者は、調査職員と協議の上、参入意向調査を実施するものとする。調査は、ア

アンケート調査、必要に応じて説明会の２段階を基本とし、受注者は調査の企画、準備、運営、結果整理まで一連の業務を行うものとする。受注者が実施する業務は、次のとおりとする。

民間事業者リストの作成

アンケート票及び依頼文の作成

アンケートの発送及び回収

回答内容の集計及び分析

説明会資料の作成

説明会会場の設営支援

説明会の司会進行及び議事録作成

質疑応答の整理

参入意向調査結果報告書の作成

なお、説明会及び個別対話において、発注者は事業内容等の説明及び意思決定を行い、受注者は運営及び記録を担当するものとする。

第 21 条 事業スキーム及び調達方法

受注者は、検討結果を踏まえ、本市に適した事業スキームを整理する。また、契約方式、発注方式及び調達方法について比較検討を行い、推奨案を提示するものとする。

第 22 条 法的制約及びリスク分担

受注者は、関係法令、補助制度及び先進事例を整理し、水の官民連携導入に必要な法的課題を整理する。

また、官民リスク分担表を作成するものとする。

第 23 条 導入効果の検証

受注者は、公設公営方式及び水の官民連携方式について比較検討を行う。

導入効果については、次の観点から評価するものとする。

財政効果

維持管理効果

人員効果

技術継承

災害対応

VFM を算定するとともに、ABC 分析を用いて執行体制の比較評価を実施するものとする。

第 24 条 モニタリング体制

受注者は、水の官民連携導入後のモニタリング体制を検討する。
検討に当たっては、市職員の技術力確保に配慮するものとする。

第 25 条 報告書作成

受注者は、業務成果を取りまとめ、報告書及び概要版を作成するものとする。

第 26 条 照査

受注者は、成果品について照査を実施し、品質確保に努めるものとする。

第 3 章 成果品・提出図書

第 27 条 成果品

受注者は、本業務により作成した成果品を次のとおり提出するものとする。

成果品 規格 部数

報告書 A4 判製本 2 部

概要版 A4 判 2 部

参考資料 A4 判 2 部

打合せ議事録 A4 判 2 部

電子成果品 DVD-R 又は CD-R 2 部

電子成果品には、編集可能なデータを格納するものとする。

第 28 条 電子成果品

電子成果品には次のデータを格納すること。

報告書（Word 及び PDF）

概要版（Word 及び PDF）

各種集計表（Excel）

打合せ議事録（Word）

説明会資料（PowerPoint）

アンケート票及び集計結果

VFM 算定資料 (Excel)

ABC 分析資料 (Excel)

リスク分担表 (Excel)

その他本業務で作成した成果

図面、写真及びその他電子データは、発注者が二次利用できる形式で納品すること。

第 29 条 成果品の内容

報告書には、少なくとも次の事項を整理するものとする。

1. 業務概要
2. 対象施設概要
3. 現状分析
4. 課題整理
5. 官民連携導入基本方針
6. 事業範囲の比較検討
7. 参入意向調査結果
8. 事業スキーム比較
9. 調達方式比較
10. 法的制約
11. リスク分担
12. VFM 算定
13. ABC 分析
14. 導入効果
15. モニタリング体制
16. 導入スケジュール
17. 今後の課題

※本業務成果は、全て開示資料（特許等に関わるもの以外）として提供を予定とする。

第 30 条 納品場所

成果品は、八戸市都市整備部下水道事務所下水道施設課（調査職員が指定する場所）へ納品するものとする。

第 4 章 その他

第 31 条 貸与資料の管理

貸与資料は受注者が適切に管理し、本業務以外の目的に使用してはならない。

第 32 条 軽微な変更

成果品納入後であっても、誤記等の軽微な修正については受注者の負担で対応するものとする。

第 33 条 受注者の参加制限

本業務の受託者が、本業務の成果を踏まえて今後発注される官民連携事業に係る事業者選定手続へ参加することを妨げるものではない。

【別紙 1】 業務内容詳細

- 1 資料収集・整理受注者は、本業務の遂行に必要となる資料について収集及び整理を行うものとする。対象資料は次のとおりとする。

- (1) 計画関係

- 流域別下水道整備総合計画
- 下水道ビジョン
- 下水道全体計画
- 下水道事業計画
- ストックマネジメント計画
- 総合地震対策計画
- 耐水化計画
- 経営戦略
- 個別施設計画
- 雨水管理総合計画
- その他関連計画

- (2) 維持管理資料

- 次の資料を過去 3 年以上整理するものとする。
- 管路点検
- 管路調査
- 管路清掃
- 修繕工事
- 改築工事
- 緊急対応
- 苦情対応
- 事故対応

- (3) 処理場・ポンプ場資料

- 運転管理
- 保守点検
- 修繕履歴
- 故障履歴
- 電力使用量
- 薬品使用量
- 汚泥処理量
- 水量及び水質

2 現状把握

受注者は、収集資料を分析し、現状を整理する。整理項目は次のとおりとする。

施設概要

管理状況

維持管理水準

財政状況

契約状況

人員体制

技術継承状況

3 関係者ヒアリング

ヒアリング対象は次のとおりとする。

下水道施設課

下水道建設課

下水道経営担当

農業集落排水担当

財政担当（必要に応じ）

その他調査職員が必要と認める部署

必要に応じて受託事業者へのヒアリングを実施する。

4 課題整理

次の視点から整理する。

ヒト

モノ

カネ

技術

5 官民連携事例整理

全国の先進自治体を対象として、

包括委託

レベル 2

レベル 2.5

レベル 3

レベル 3.5

コンセッション

について整理する。

比較項目は、
対象施設
契約年数
契約金額
効果
課題
とする。

6 事業範囲検討

農業集落排水と都市下水路を含め、少なくとも次の 4 案を比較する。

案 1 処理場・ポンプ場

案 2 処理場・ポンプ場・管路維持管理

案 3 処理場・ポンプ場・管路維持管理・改築更新

案 4 管路維持管理

各案について

メリット

デメリット

導入難易度

地元企業参画

財政効果

を整理する。

7 参入意向調査

受注者は次の資料を作成する。

アンケート

説明会資料

個別対話資料

議事録

集計結果

対象企業は調査職員と協議のうえ決定する。

8 VFM 算定

公設公営方式及び水の官民連携方式について比較する。

比較項目

維持管理費

更新費
人件費
委託費
管理費

9 ABC 分析

活動基準原価計算を用い、職員が行う業務について
業務量
人件費
作業時間
コスト
を分析する。

10 導入効果

次の視点から評価する。
財政
技術
人材
維持管理
災害対応

11 モニタリング

導入後の
KPI
モニタリング方法
評価項目
改善方法
について整理する。

【別紙 2】 成果品作成要領

1 成果品の基本事項

成果品は、本業務で実施した検討内容を第三者が理解できるよう、根拠資料、検討過程及び結論を体系的に整理するものとする。文章、図表及び写真を適切に用い、分かりやすく編集すること。

2 報告書

報告書は A4 判を基本とし、必要に応じ A3 判折込みを使用するものとする。

報告書には、少なくとも次の事項を記載すること。

- (1) 業務概要
- (2) 対象施設概要
- (3) 資料収集結果
- (4) 現状把握結果
- (5) 課題整理
- (6) 官民連携事例整理
- (7) 基本方針
- (8) 事業範囲比較
- (9) 参入意向調査結果
- (10) 事業スキーム比較
- (11) 調達方法比較
- (12) 法的制約
- (13) リスク分担表
- (14) VFM 算定結果
- (15) ABC 分析結果
- (16) 導入効果
- (17) モニタリング体制
- (18) 導入スケジュール
- (19) 今後の課題

3 概要版

概要版は A4 判 20 ページ程度を目安とし、発注者が説明資料として利用できる内容とする。図表及び写真を用いて分かりやすく取りまとめること。

4 電子成果品

電子成果品には次のデータを格納すること。

報告書 (Word・PDF)

概要版 (Word・PDF)

Excel 集計表

PowerPoint 資料

アンケート票

アンケート集計

VFM 算定資料

ABC 分析資料

リスク分担表

打合せ議事録

その他作成した全ての成果

PDF データは検索可能な形式とすること。

5 編集可能データ

Word、Excel 及び PowerPoint は編集可能な形式で提出すること。

PDF のみの提出は認めない。

6 図表

図表には番号及びタイトルを付し、本文から参照できるよう整理すること。

7 写真

写真には撮影日、撮影箇所及び内容を記載すること。

8 引用資料

引用した資料については出典を明記すること。

9 打合せ議事録

打合せ後 7 日以内を目安に議事録案を提出し、発注者の確認を受けるものとする。

10 品質管理

成果品提出前に照査技術者による照査を実施し、照査記録を提出するものとする。

【別紙 3】 参入意向調査実施要領

1 目的

本調査は、「水の官民連携」の導入に当たり、民間事業者の参入意向、事業範囲、契約条件、リスク分担、地元企業との連携方法及び概算事業費等を把握し、本市に適した事業スキームの検討に活用することを目的とする。

2 実施方法

参入意向調査は、次の手順を基本として実施する。

アンケート調査

必要に応じて説明会

調査結果の分析及び取りまとめ

3 受注者の業務

受注者は、参入意向調査に係る企画、準備、運営、記録及び取りまとめを一括して実施するものとする。実施する業務は、次のとおりとする。

(1) 調査準備

対象企業一覧の作成

実施スケジュールの作成

調査実施計画書の作成

発注者との事前協議

(2) アンケート調査

受注者は、次の業務を実施するものとする。

アンケート票の作成

依頼文の作成

回答受付

回答状況管理

回答内容の集計

回答内容の分析

アンケート結果報告書の作成

(3) 説明会

受注者は、必要に応じて説明会の運営を行うものとする。業務内容は次のとおりとする。

出席者管理

受付

会場設営

説明会資料の作成

配布資料の印刷

スライド資料の作成

司会進行

質疑応答記録

議事録作成

なお、市は事業概要及び行政方針等について説明を行うものとし、受注者は運営及び進行を担当する。

(4) 調査結果の分析

受注者は、アンケート及び個別対話結果を分析し、次の事項について整理するものとする。

参入可能性

希望契約期間

希望事業範囲

地元企業との連携方法

技術的課題

財務的課題

導入に当たっての課題

4 成果品

受注者は、次の成果品を提出するものとする。

対象企業一覧

調査実施計画書

アンケート票

依頼文

説明会資料

アンケート集計結果

説明会議事録

調査結果分析報告書

参入意向調査報告書

電子データについては、編集可能な形式（Word、Excel、PowerPoint）及び PDF 形式で提出するものとする。

5 留意事項

受注者は、調査により知り得た企業情報及び営業上の秘密を適切に管理し、個別企業が特定される情報を公表してはならない。また、個別対話結果は匿名化したうえで整

理し、本業務以外の目的に使用してはならない。また受注者は、参入意向調査において把握した意見を整理・分析し、要求水準書、募集要項、落札者決定基準その他の発注資料へ反映すべき事項について提案を行うものとする。